

概要版

さいたま 子ども・青少年の^{ゆめ}の^び希望プラン


— さいたま市子ども・子育て支援事業計画 —

平成27年度～平成31年度

「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」
を目指して



平成27年3月

 **さいたま市**

はじめに

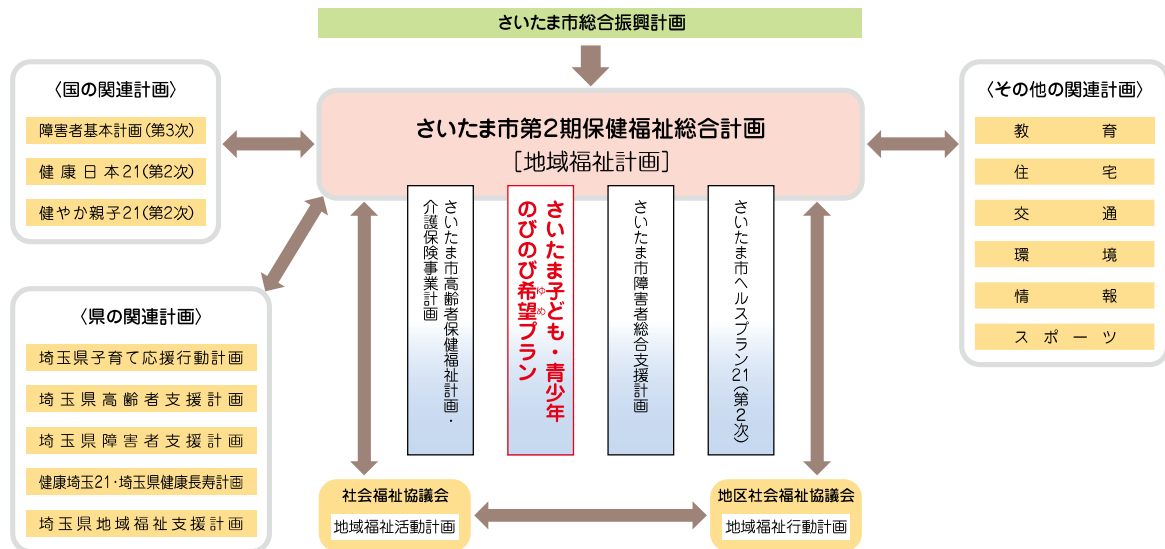
この計画は、平成21年度に策定した「さいたま子ども・青少年^{ゆめ}希望プラン-さいたま市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)-」(平成22年度～平成26年度)の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。この計画では、乳幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進します。

計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子ども・青少年に関する総合的な計画として、「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付けます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し、本市の子ども・青少年に関する施策を幅広く記載します。

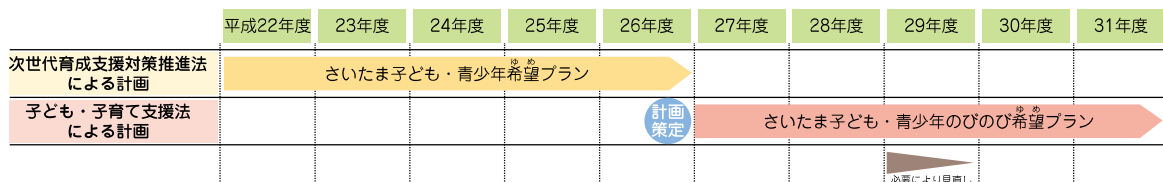
なお、平成36年度まで10年間延長された次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の内容のうち、関連する事項についても記載しています。



計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。



計画の対象

この計画は、すべての子ども・青少年(おおむね24歳まで)とその家庭、事業者、行政などすべての個人及び団体を対象とします。ただし、一部の施策についてはおおむね40歳未満までの若者も対象とします。

計画の基本理念

「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」

を目指します

未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長することは市民すべての願いであり、そのためには人々が互いに助け合い、いたわりあい、支えあいながら、社会全体で育むことが大切です。本市では、すべての子ども・青少年がその個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」の実現を目指します。

計画の視点

子ども・青少年の視点

「子ども・青少年の最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・青少年が生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年の視点に立った支援を行います。

すべての子ども・青少年・子育て家庭への支援の視点

虐待、障害、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い者を含め、子ども・青少年がその個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、すべての子ども・青少年・子育て家庭に対し支援を行います。

社会全体による支援の視点

家族、地域、事業者、行政等社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・青少年に対する関心や理解を深め、互いに助け合い、いたわりあい、支えあいながら、子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成します。

施策の体系

I 乳幼児期の教育・保育の充実

- (1) 教育・保育施設の充実
- (2) 教育・保育の一体的提供・連携の推進

II 地域における子育て支援の充実

- (1) 多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実
- (2) 子育て相談・情報提供の充実

III 専門的な知識・技術を要する支援の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養護施策の充実
- (3) 障害児施策の充実

IV ひとり親家庭等への支援の充実

- (1) 子育て・生活の場の支援
- (2) 就業支援
- (3) 経済的支援

V 青少年・若者への支援の充実

- (1) 青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- (2) 困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組
- (3) 地域における多彩な担い手の育成

基本目標Ⅰ 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、そのかわりを通じて社会性を身に付けていくなど、他者とのかわりや基本的な生きる力を獲得する段階に当たります。

そのため、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての子育て家庭が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、教育・保育施設の充実を図るとともに、質の高い教育・保育の提供を図ります。また、教育・保育の一体的提供や、教育・保育施設と小学校との連携を推進します。

さらに、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、保育環境の整備を推進し、待機児童の解消を目指します。

関連事業 幼稚園・認定こども園、保育所等、保育者小学校等体験研修事業 等

基本目標Ⅱ 地域における子育て支援の充実

現在、多くの子育て家庭において、核家族の増加や地域のつながりの希薄化、親自身の出産前に赤ちゃんと触れ合う経験の不足などが指摘されています。このような背景の中、子育てへの不安や負担、孤立感が高まっており、行政や地域社会を始めとする社会全体で子育てへの不安感等を軽減し、子どもの育ちと親の子育てを支えることが重要となっています。

そのため、すべての子育て家庭が求める地域の子育て支援に関するニーズを確実に捉え、その上でニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実を図ります。また、各子育て家庭が必要とする支援を選択して利用できるよう、充実した情報の提供や、相談・援助などを実施します。

さらに、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの整備を推進し、待機児童の解消を目指します。

関連事業 放課後児童クラブ、一時預かり事業、妊産婦・新生児訪問指導事業 等

基本目標Ⅲ 専門的な知識・技術を要する支援の充実

児童虐待は深刻な社会問題であり、その発生の未然防止から早期の対応、家族の再統合やアフターケアまでの切れ目のない支援が重要となっています。

そのため、虐待を受けた子どもやその家族に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を充実させ、虐待の予防から早期の発見と保護、保護者への指導、保護された子どもの治療やケアに至る総合的な対策を講じます。

また、障害の早期発見と早期療育を通じて、障害のある子どもの健やかな成長と自立を支援します。

関連事業 児童相談所における支援、里親制度、総合療育センター事業 等

基本目標Ⅳ ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、子どもの養育や健康、経済面などに大きな不安を抱え、様々な困難に直面しています。また、親との死別・離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要です。

そのため、ひとり親家庭等が安定し自立した生活を送ることができるよう、子育てや生活、就業に関する支援や各種助成の充実など、総合的な支援を図ります。

関連事業 保育所の優先入所、ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業、児童扶養手当 等

基本目標Ⅴ 青少年・若者への支援の充実

青少年・若者をめぐる環境の悪化や、社会生活を営む上での困難を抱えた青少年・若者の問題が深刻な状況にあるなど、青少年・若者をめぐる状況は大きく変化しています。

そのため、一人ひとりの青少年・若者が、健やかに成長し、社会とのかわりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう支援します。

また、困難を抱えている青少年・若者に対し、その置かれている状況を克服することができるよう、対策を講じます。

関連事業 チャレンジスクール推進事業、児童センター事業、子ども・若者支援ネットワーク事業 等

重点事業

1 保育環境の整備

認可保育所の整備を積極的に推進するとともに、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園での預かり保育などの様々な事業を組み合わせることにより、保育環境の整備を推進し、総合的に待機児童の解消を目指します。

【目標値】

対象施設	認定区分	H31(人)
幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)	1号認定	17,408
	2号認定 ※幼稚園利用希望	2,847
保育所等(3~5歳児)	2号認定	11,646
保育所等(0~2歳児)	3号認定(0歳児)	2,392
	3号認定(1・2歳児)	9,185

3 質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進

質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進するため、各種取組を実施します。

【取組内容】

- ① 質の高い幼児教育の推進
公開保育研究推進事業、保育者小学校等体験研修事業等
- ② 質の高い保育の推進
病児保育事業、保育コーディネーター事業等
- ③ 質の高い地域子ども・子育て支援事業の推進
放課後児童クラブの職員研修、職員処遇改善方策等

5 ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金

ひとり親家庭の父又は母が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関などで修学する場合に高等技能訓練促進費を支給します。

また、平成25年度以降の入学者を対象に、高等技能訓練促進費の支給対象期間外となる修学3年目について、生活支援給付金を支給します。

【目標値】

養成機関修了者の常勤就職・進学率

H26	H27	H28	H29	H30	H31
85%	85%	90%	90%	90%	90%

2 放課後児童クラブの整備

適切な遊び及び生活の場を提供することにより、小学校放課後等における対象児童の健全育成に資するため、放課後児童クラブの整備を推進します。

【目標値】

- ① 受入可能児童数
 - ・各年度420人規模の増加
 - ・平成29年度において待機児童解消
- ② 施設数
 - ・各年度12か所の新規整備実施
 - ・平成29年度において待機児童解消

4 (仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業

子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備します。

【取組内容】

- ① 建設実施設計の作成
 - ・平成27年中に建設実施設計作成
- ② 建築・外構工事
 - ・平成29年に完成
 - ・平成29年度中に施設開設

6 若者自立支援ルーム事業

社会生活を営むうえで、困難を有する市内在住で30歳代までの子ども・若者を対象に、その個人の状態に合わせた様々な自立支援プログラムを実施し、その個人が目指す自立に向け支援を行います。

【目標値】

- ① 利用者数
 - 年間の延べ利用者5,800人
- ② 新規整備
 - 2か所目の若者自立支援ルームの開設に向けて、平成28年度以降に建築設計・建設工事を実施

主な事業の目標値

この目標値(量の見込み・確保方策)は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望を把握するため市民に対し行った基礎調査の結果や、過去の実績から算出しています。

本市では、本計画の計画期間である平成27年度から平成31年度の5年間で、この目標値が達成できるよう、各種施策を推進していきます。

※量の見込み：市民の推計利用希望量(需要量)

確保方策：量の見込みが叶えられるよう、市が実施・提供する体制・施策等の整備量(供給量)

① 幼稚園・認定こども園

幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)で、教育を希望する3歳～小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整えます。

指 標		利用者数		単 位	人		
目標値		H27	H28	H29	H30	H31	
量の見込み	計	20,995	20,810	20,625	20,440	20,255	
	内 訳	1号認定	19,345	18,860	18,376	17,892	17,408
		2号認定	1,650	1,950	2,249	2,548	2,847
確保方策		20,995	20,810	20,625	20,440	20,255	

② 保育所等(3～5歳児)

待機児童が多く、保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする3歳～小学校就学前までの児童を保育するため、認可保育所などの新設や定員増を進め、待機児童の解消を目指します。

指 標		定員			単 位	人	
目標値		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み			10,536	10,951	11,366	11,506	11,646
確保方策		10,185	10,516	10,941	11,366	11,506	11,646

※定員：認可保育所、認定こども園(保育所部分)、ナーサリールーム、家庭保育室、地域型事業所内保育施設の合計定員

③ 保育所等(0～2歳児)

待機児童が多く、保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする0歳～2歳までの児童を保育するため、認可保育所や地域型保育事業などの新設や定員増を進め、待機児童解消を目指します。

【0歳児】

指 標		定員			単 位	人		
目標値		H26	H27	H28	H29	H30	H31	
量の見込み			1,809	2,027	2,245	2,319	2,392	
確保方策	計	1,632	1,805	2,025	2,245	2,319	2,392	
	内 訳	認可保育所等		1,775	1,935	2,095	2,141	2,186
		地域型保育		30	90	150	178	206
保育利用率		15.1%	18.3%	20.8%	23.3%	24.3%	25.2%	

【1～2歳児】

指 標		定員			単 位	人		
目標値		H26	H27	H28	H29	H30	H31	
量の見込み			7,015	7,826	8,637	8,911	9,185	
確保方策	計	6,286	6,947	7,792	8,637	8,911	9,185	
	内 訳	認可保育所等		6,882	7,597	8,312	8,521	8,730
		地域型保育		65	195	325	390	455
保育利用率		28.3%	31.2%	36.3%	42.5%	44.3%	46.1%	

※認可保育所等：認可保育所、認定こども園(保育所部分)、ナーサリールーム、家庭保育室、地域型事業所内保育施設

④ 放課後児童クラブ

小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。

指 標	受入可能児童数			単 位	人	
	H26	H27	H28		H29	H30
目標値						
量の見込み		9,142	9,277	9,417	9,463	9,412
確保方策	8,223	8,549	8,983	9,417	9,463	9,412

⑤ 子育て支援センター（保育所併設型）事業

保育所を地域の子育て家庭に開放し、子育てに関する相談指導や、交流の場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。

指 標	延べ利用者数／施設数			単 位	人／施設	
	H25	H27	H28		H29	H30
目標値						
量の見込み	119,934	139,000	150,000	161,000	172,000	183,000
確保方策	48	50	51	52	53	54

⑥ 一時預かり事業（保育所）

保護者の就労形態の多様化、傷病、入院、及び保護者の育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とする児童を保育所において預かります。

指 標	延べ利用者数／施設数			単 位	人／施設	
	H25	H27	H28		H29	H30
目標値						
量の見込み	36,892	37,200	37,700	38,200	38,700	39,200
確保方策	62	69	70	71	72	73

⑦ 病児保育事業

認可保育所等に通所中の児童が、病気又は病気の回復期にあつて、保育施設での集団保育が困難な期間に、医療機関等に併設した専用スペースにおいて一時的に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

指 標	延べ利用者数／施設数			単 位	人／施設	
	H25	H27	H28		H29	H30
目標値						
量の見込み	2,662	3,200	3,400	3,700	4,100	4,400
確保方策	6	8	9	10	10	11

⑧ 妊産婦・新生児訪問指導事業

妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者（里帰り出産を含む）を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため助産師・保健師等が訪問指導を実施します。

指 標	訪問件数			単 位	件	
	H25	H27	H28		H29	H30
目標値						
量の見込み		10,320	10,400	10,520	10,640	10,780
確保方策	11,773	10,320	10,400	10,520	10,640	10,780



さいたま子ども・青少年の^ゆの^めび希望プラン

— さいたま市子ども・子育て支援事業計画 —

企画・編集 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 URL▷ <http://www.city.saitama.jp/index.html>

※この概要版は1,500部作成し、1部当たりの印刷経費は90円です。
(さいたま市子ども・子育て支援事業計画策定業務のうちの印刷に要した経費です。)



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

